

# ～柔道整復師、あんま・マッサージ師、はり・きゅう師のかかり方～

厚生労働省ホームページ参照

## ①柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

### 1 健康保険が使えます。

○負傷原因が外傷性であることが明らかな打撲・捻挫・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です

負傷例：日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったなど・・・

### 2 健康保険は使えません、全額自己負担になります。

×医療機関との同時施術

×日常生活やスポーツによる疲労・肩こり・腰痛・体調不良

×病気やけがの予防目的

×疲労回復のマッサージ代わり

×工作中や第三者行為による負傷 など

### ◆柔道整復師とは

柔道整復師とは、骨折、脱臼、ねんざ、打撲、肉離れなどの痛みに対して施術をおこなう専門家です。

医師ではないため施術の行為が限定され、国民健康保険の使用にも制限があります。整骨院や接骨院を受ける時は、あとで混乱しないためにも事前にきちんと確認して受けることが大切です。

## ②あんま・マッサージ師のかかり方

### 1 健康保険が使えます。

○筋麻痺・関節拘縮など

制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し症状の改善を目的とした医療上必要（医師の同意）とする症例

医師の発行した同意書が必要です。

### 2 健康保険は使えません、全額自己負担になります。

×疲労回復や慰安、疾病の予防を目的としたマッサージ

×医師の同意がない場合 など

### ◆往療料について

医師の同意のもと、寝たきりや、歩行困難（日常生活において1人で外出の出来ない状態、真に安静を必要とする状態）などの理由で施術所に通うことのできない患者さんの自宅へ、柔道整復師・あんま・マッサージ師・はり師・灸師が出向いて治療をおこなった場合に支給されます。

### ③はい・きゅう師のかかり方

#### 1 健康保険が使えます。

- 神経痛    ○リウマチ    ○頸腕症候群
- 五十肩    ○腰痛症    ○頸椎捻挫後遺症

※ 神経痛・リウマチなどと同じような慢性的な痛みについて、認められる場合があります。

医師の発行した同意書が必要です。

#### 2 健康保険は使えません、全額自己負担になります。

×病院での治療と同時の施術は健康保険が使えません。

※ 医師から処方された薬の服用や湿布剤等も診療行為です。

×医師の同意のない施術 など

**柔道整復師、あんま・マッサージ師、  
はい・きゅう師の施術にかかるときは・・・**



- ① 痛みの原因を正しく伝えましょう。
- ② 療養費支給申請書の内容を確認し、必ず自分で署名または捺印してください。(白紙の申請書にはサインを行わないようにしてください)
- ③ 領収書をもらい、金額を確認しましょう。
- ④ 治療が長引く場合は、他の疾患の可能性も考えられますので、一度、医師の診断を受けましょう。

### ご注意とお願い

適正な医療費の支給を行うためには皆様のご理解とご協力が不可欠です。

施術内容などについて、電話または文書にて照会させていただくことがありますが、ご協力をお願いします。



ご注意!

※「健康保険が使える」と説明を受け整骨院（接骨院）で施術を受けられても、審査のうえ健康保険が適用できないと判断された場合は、その治療費の全額または一部を負担していただくことがあります。そのため、治療を受ける際は、それぞれ「施術にかかるときの注意事項」をよく確認してください。

読谷村役場健康保険課 庶務給付係  
電話：098-982-9212